

## 平成20年第2回(5月)埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示 .....	1
応招・不応招議員 .....	2
第 1 日 (5月22日)	
議事日程 .....	3
出席議員 .....	4
欠席議員 .....	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 .....	4
職務のため出席した事務局職員 .....	4
開 会 .....	5
開 議 .....	5
議事日程について .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
議会運営委員長報告 .....	5
会期の決定 .....	6
諸報告 .....	6
一般質問 .....	9
7番 湯 澤 清 訓 議員 .....	9
5番 竹 田 悦 子 議員 .....	13
管理者提出議案の上程及び説明 .....	17
議案第11号の説明、質疑、採決 .....	18
議案第12号の説明、質疑、採決 .....	21
管理者あいさつ .....	24
閉 会 .....	24

埼玉中部環境保全組合告示第3号

平成20年第2回(5月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年5月13日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 期 日 平成20年5月22日(木)午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 4階 会議室

3 附議事件

1 議案第11号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

2 議案第12号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 3 名 )

1 番	秋 谷	修	議 員	2 番	福 田	悟	議 員
3 番	長 嶋	貞 造	議 員	5 番	竹 田	悦 子	議 員
6 番	岡 田	恒 雄	議 員	7 番	湯 澤	清 訓	議 員
8 番	三 宮	幸 雄	議 員	9 番	大 澤	芳 秋	議 員
1 0 番	福 島	忠 夫	議 員	1 1 番	柳 谷	泉	議 員
1 2 番	岩 崎	勤	議 員	1 3 番	小 柳	幸 一 郎	議 員
1 4 番	内 野	正 美	議 員				

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成20年第2回(5月)埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

### ○議事日程 第1号

平成20年5月22日(木曜日) 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸報告
- 第5 一般質問
- 第6 管理者提出議案の上程及び説明
- 第7 議案第11号の説明、質疑、採決
- 第8 議案第12号の説明、質疑、採決
- 第9 管理者あいさつ

閉 会

○出席議員（13名）

1番	秋谷	修	議員	2番	福田	悟	議員
3番	長嶋	貞造	議員	5番	竹田	悦子	議員
6番	岡田	恒雄	議員	7番	湯澤	清訓	議員
8番	三宮	幸雄	議員	9番	大澤	芳秋	議員
10番	福島	忠夫	議員	11番	柳谷	泉	議員
12番	岩崎	勤	議員	13番	小柳	幸一郎	議員
14番	内野	正美	議員				

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井保美君
副管理者	原口和久君
副管理者	石津賢治君
会計管理者	新井豊美君
事務局長	原勇君
庶務課長	新井久夫君
施設課長	水村清君

---

○職務のため出席した事務局職員

書記	成井治久
----	------

---

開会の宣告

(午前 9時04分)

○大澤芳秋議長 おはようございます。

秋谷議員、福島議員から少しおくれるとの連絡がございましたので、報告いたします。

ただいまから平成20年第2回(5月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は11名ですので、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしく願いいたします。

---

開議の宣告

○大澤芳秋議長 これより本日の会議を開きます。

---

議事日程について

○大澤芳秋議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承ください  
いますようお願いいたします。

---

会議録署名議員の指名

○大澤芳秋議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、8番、三宮幸雄議員、13番、小柳幸一郎議員、14番、内野正美議員を指名いたします。

---

議会運営委員長報告

○大澤芳秋議長 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

去る5月13日に議会運営委員会が開かれておりますので、委員長よりその結果の報告をお願いいたします。

湯澤議会運営委員長。

○湯澤清訓議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の命により、日程第2、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

去る5月13日午前9時から、当センターにおきまして議会運営委員会を開催し、本日の議会日程について協議いたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程表について順次ご説明を申し上げます。

日程第3、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第4、諸報告、管理者諸報告であります。

日程第5、一般質問、質問通告者は2名であります。なお、質疑応答を含め1時間以内とし、再

質問は2回までと申し合わせておりますので、よろしく願いいたします。

日程第6、管理者提出議案の上程及び説明、管理者提出議案の上程及び説明の後、議案審査を行うことといたします。

提出議案につきましては、日程第7、議案第11号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について、日程第8、議案第12号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案であります。

また、監査委員から、決算意見書にてご指摘をいただきました正副管理者と議員の報酬のバランスにつきましては、議会運営委員会で協議いたし、今後議会運営委員会で審議していくことを確認いたしております。

なお、本日は昼食の用意はしないと決定させていただきました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○大澤芳秋議長 ありがとうございます。

---

#### 会期の決定

○大澤芳秋議長 日程第3、会期の決定につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、5月22日本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

#### 諸報告

○大澤芳秋議長 日程第4、諸報告を行います。

管理者から2月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 おはようございます。本日、平成20年第2回組合定例議会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り、ご審議をいただきますことに心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、本年2月定例会以降の事務の執行状況及び運転状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、事務の執行状況について、平成20年度がスタートしておりますが、当組合の職員に変更はなく、事務も順調に執行しております。

運転管理・維持管理業務の平成20年度運転管理業務委託につきましては、5社による指名競争入札の結果、株式会社カンエイメンテナンスが落札し、落札額1億6,137万6,000円、これは消費税を

含んでおりません。契約期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間、施設の運転管理業務をお願いいたしました。今後も施設機能を維持していくために、種々の保守点検整備等を実施し、安心、安全な施設として維持管理に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

次に、廃止が長年の懸案事項であります第2期大間最終処分場につきましては、水質の浄化のため「フロートバイオシステム工法」の工事契約を4月25日、伊田テクノス株式会社と予算額は6,500万円ではありますが、5,173万3,500円で締結いたしました。6月30日完成予定でございますが、最終処分場の早期廃止、地権者への早期返還に向けて努力してまいります。

次に、運転状況について申し上げます。平成19年度の年間ごみ処理総量は、4万502.38トンであり、受託はございませんでした。前年度と比較いたしますと、管内発生量は345.7トン、0.85%の減少であります。当組合管内から発生したごみ処理量は、平成13年度から7年連続減少しており、大変喜ばしいことでもあります。これもひとえに構成市町において、ごみの減量化に向けた啓発活動等を進めていただいたたまものと認識しております。

結びに、今後も、より健全な財政運営に努めますとともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○大澤芳秋議長 ありがとうございました。

ただいま管理者の諸報告が終わりました。

これについてご質問はございませんか。

岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 フロートバイオシステム工法の問題についてお伺いをいたしたいと思いますが、本格的に工事契約を結んで、早期廃止、地権者への早期返還ということでございますが、実証試験の途中で報告がございましたが、結果は実証試験では良好だということでございます。そこで、本格的にこの工法を用いるに当たって、処分場の地権者の皆さんの意向と、それから今後この工法によってどの程度の数値の改善が見込まれるのか、そしてまた浸透水のくみ上げということでございますので、雨季と乾季では今までの実証試験の結果、どうであったのかをお伺いをいたします。

○大澤芳秋議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 1点目の関係でございますけれども、地権者の考え方について申し上げます。

現在大間処分場の地権者は9軒ございます。この工事に当たりまして、私どももまずもって同意をいただきました。9軒のうち全部に伺いをいたしまして、地権者とのお話しさせていただきました。地権者の中には、もう貸してあるのだから、そういう工事はどんどんやってくださいと。ただ、地権者の方も長年中部環境に土地を貸して、地代いただいているのも悪いような気がするというのが今回の地権者の何軒かございました。よって、地権者の考えは、当組合の考えと一致したも



のと認識しております。それは、やはり早く廃止して返していただきたいという言葉、言葉は出しませんが、やはり地権者は一日も早くこの工法が成功に当たって、早く返していただきたいというのが考えであります。

2点目の数値の関係でございますけれども、やはりモデル事業であって、現在BODは70から100以下の推移をたどっております。しかしながら、このバイオフィロートシステム工法を導入することによって、モデル事業でも中間報告させていただきましたが、20を基準値として17、18前後を推移していたと。よって、私ども正副管理者にお計らいをして、この導入計画をやる正副管理者にご説明いたしたところ、早く地権者に返すということと廃止と。全国を見ても廃止傾向はございません。埼玉県にも9の、中部環境も入れまして9の最終処分場が廃止できないで手をこまねいております。これが成功するものと私どもは確信しております。成功の暁には、中部環境が大きな一つの、全国でもこういう事業をやっているところはございませんので、大きな進歩であると認識しております。

3点目の雨季等の試験の結果はどうであったかということでございますけれども、やはり水が多いと、その分地下に多いのでございますので、自然浄化の数値を見ますと、水の多い時期はBODが、ご指摘のとおり基準値というか、普通の雨量よりも数値は下がっているのが現状であります。

以上です。

○大澤芳秋議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 地権者の皆さんも早くということでございますが、最近のテレビ報道を見ておりますと、特に東京の築地市場の移転先の問題が報道されておまして、そうすると、あるものによっては基準値の数万倍とかという、そういう数字が出てきて、すべての項目について基準より高かったということで、これからどのくらいお金がかかって、どうなるのかわかりませんが、恐らく大間第2処分場の跡も上尾道路の予定地というふうに向っております。その辺のところは今後中部環境から返還をしていただいて農作物をつくるという考え方が、地権者があるのかどうかわかりません。あとは快い返事をいただいたということは、事務局がそれなりの対応をして、誠意を込めて話し合いをしているから、スムーズに9名の方が認めてくれているのではないかなというふうに思っております。その努力については敬意を表したいというふうに思いますが、それからこの値段の問題であります。予算額6,500万円について5,173万3,500円ということで大分安く済んでおります。この辺の経緯については、どのようなことがあって安く済んだのか。経費節減という面では非常に喜ばしいことだというふうには思っておりますが、その辺のことについてお伺いいたします。

○大澤芳秋議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 お答えいたします。

先ほど岡田議員さんからお褒めの言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。この設計に当たって、当初予算のときには6,500万を計上させていただきました。業者との話し合い、

それと今回、議員皆様にご報告したいことがございます。この設計に当たっては、鴻巣市さんの工事課の職員に私どもの設計書を提示させていただき、るるご指導をいただきました。この辺は切れるよ、この辺はもっと交渉してみてもいいということで、単刀直入のご意見をいただきました。よって、私どもも再度設計書をつくりかえさせていただきまして、5,700万円に下げました。これは本当に、市長さん同席しておりますけれども、鴻巣市の工事課の職員のおかげだというふうに私ども認識しております。設計書をそのまま対応するのではなくて、やはりそういうプロの目を見ていただくということで、何回も工事課の職員と折衝させていただいて、このような結果が出たということでございます。しかしながら、見積もりは再度、5,500万の見積もりが上がりました。私どもの想定する金額よりも多くございました。よって、再度またこの会社と交渉したところ、先ほど管理者が申し上げました5,173万3,500円ということに決定させていただきました。ですから、ご質問の経緯につきましては、本当に今回の設計の段階では、鴻巣市さんに感謝をいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質問がないようですので、管理者諸報告を終わります。

---

#### 一般質問

○大澤芳秋議長 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は2名であります。質問並びに答弁は簡潔にお願いいたします。

通告者、湯澤清訓議員の質問を許可いたします。

湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

このところ雨が降ったりして、少々寒ささえ感じられる日もありましたが、そろそろ暑い夏がやってきました。昨年は、ついに観測史上の最高気温が更新される。それも記録されたのがすぐお隣、正確にはお隣のお隣とも言える熊谷でございました。地球温暖化といえは、10年ぐらい前までは、あくまでも科学的な予測上の、まだまだ将来のこと、こういった雰囲気が多くの方の認識だったのではないのでしょうか。それが今や、まさにこれが温暖化と肌で身をもって感じられる事態となってきました。マスコミでも連日のように特集が組まれ、温暖化の防止はまさに地球全体、人類全員の最大の課題と言っても過言ではありません。これまでも私は、当中部環境を一廃棄物処理場の運営のみにとどまることなく、環境保全のかなめの1つを担う立場から、ぜひとも管内において環境保全活動のリーダーシップを握ってほしいとたびたびお訴えしてまいりました。そのような

中、ことしは1997年の京都議定書で国際社会が決めた温室効果ガス削減目標達成のための第一約束期間、これが2008年から2012年、この第一約束期間の初年です。そして、これはもうもちろん皆さんもご存じのとおり、7月には洞爺湖サミット主要国首脳会議が予定されています。

以上のようなことを踏まえて質問をいたします。

件名1、当中部環境保全組合は、環境保全に対し、いかに臨んでいるか。要旨1、まずは、現状の認識と、その現状に対して当組合はどう臨むのか。当組合の可能性について伺います。

そして、要旨2、温暖化といえばCO<sub>2</sub>の削減です。CO<sub>2</sub>削減こそが本命の課題です。そこで、CO<sub>2</sub>削減を中心とした今後の施策について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○大澤芳秋議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 それでは、湯澤議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

地球温暖化によると言われます環境問題が多く取り上げられておりまして、CO<sub>2</sub>の削減など環境保全につきましては、ご指摘のとおり極めて重要な問題であると認識をいたしております。当組合のCO<sub>2</sub>の削減につきましては、ごみを減量することが最も有効な施策でございますので、管内協議会で構成市町にごみの減量をお願いしてまいりました。その結果、管内のごみ発生量は、平成13年度から平成19年度の7年間、毎年減少し続けておりまして、7年間で3,982トン、8.95%の減少となっております。引き続き構成市町にごみの減量をお願いしてまいります。

また、組合広報紙及び9月に開設予定のホームページに、スローガンといたしまして、「ゴミ減量一人ひとりの自覚から」を掲載いたしまして、住民の皆様に廃棄物の分別、減量、再資源化のご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

そのほか、当組合では、平成14年4月に低公害車のハイブリッドカーを導入いたしまして、また用紙類及び空調、照明の適正使用、緑地の維持管理など環境に優しい職場づくりに努めているところでございます。

現在燃やせるごみの指定袋は、焼却する際の塩化水素の発生を抑制することを目的といたしまして、消石灰入りの指定袋をお願いしておりますが、CO<sub>2</sub>の削減に効果のある素材のごみ袋があるとの情報を得ましたので、5月2日の管内協議会総会に指定袋の調査研究をお願いしたところでございます。

また、今後の施設整備におきまして、余熱を利用した発電設備を導入することにより、ここで発電することによりまして、発電所が排出するCO<sub>2</sub>の分をこちらで吸収することができるというふうに考えますので、今後のCO<sub>2</sub>の削減に大きく寄与できるものと、このように考えております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 1回目の答弁が終わりました。

湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 まずは、事務局長からご答弁をいただくのかと思いましたが、管理者さんみずからご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

2回目は、質問というよりも、いただいた大きい、広い質問でもございますし、ご答弁の感想と若干の提案をさせていただきまして、個々の事情についての細かな質問等は、次回以降の議会に譲りたいと思います。

管内のごみ発生量、平成13年度から平成19年度の7年間で約3,982トン、8.95%の減少ということでした。まずは、この実績を、またそれに対する努力と申しますか、そういったことを評価させていただきたいと思います。ただ、それは要するにこの施設からのCO<sub>2</sub>の発生量の以前との比較の話でございまして、この管内だけでなく、やはりぜひとも管内、ひいては大きいところでは地球全体のCO<sub>2</sub>削減、やはりこれが重要なわけですし、私がリーダーシップというのは、公の立場に立つという、それこそがリーダーシップを握るということでありまして、管内全体でどのくらいCO<sub>2</sub>が減ったかを調査できるといいなと、そんなふうに思っております。もちろんこれは構成市町村や県や国との連携が必要になってくるものとは思いますが。そういった中、構成市町、市や町との関係では、管理者みずから、多分副管理者に若干の遠慮があつてか、お願いということの対応をされておりましたけれども、若干控え目な表現だったと思うのですけれども、もちろんお願いとともに、ぜひとも積極的な指導とまではいかないでしょうけれども、啓蒙と申しますか、そこそが非常に大事だと思うのです。そして、この啓蒙活動としては、9月開設予定のホームページ、こういったところに期待をしていきたいなと思っております。ぜひとも、やっぱり特質を生かして、自発的な行動を生み出していく。双方向性等も活用して、そういうホームページ作成を期待していきたいと思っております。

ちょうどこの前伺った、この当組合にちょっとお伺いしたとき、ちょうど鴻巣市の小学生の皆さんが、バス4台でしたが、連ねて見学に来られていました。そういった様子を拝見しても、こういったときの、1度きりに終わらせずに、まさに双方向の形、またそのほかの人たちにもそういう情報を伝えていく、こういったことも環境保全に対する啓蒙にも、またこの当中部環境組合の存在意義の主張にもなってくるのだと思っております。

ところで、そのほかの施策、事業について考えますと、以前1度提案させていただいたのですけれども、堆肥化事業、この辺の検討、研究もぜひともお願いしたいと思っております。それと、それに加えて、やはりこの間の環境関係の動き、特にとらえますと、やはり出どころと申しますか、企業との連携、こどもやっぱり重要なことだと思います。企業ということを考えたとき、特に管内には、ちょうど大きな飲料メーカーがあるわけで、この企業とは既に災害時の連携、こういったところは具体的に進んでおります。また、まさにここは空き缶ですとかペットボトル等をまさに盛大に生み

出している企業でもありますので、環境保全の分野で連携し得るものと私は考えます。こういったことをきょうのところは提案をさせていただきたいと思います。

ところで、経済の分野、経済の分野では、環境の位置づけというものがかなり高まりまして、一方でごみ処理、エネルギー対策の重要性、この認識というのは商品の価格を、その商品の効用、本来これを経済学では価値と言うのですけれども、最近はそのような効用だけではなくて、もう今や価格、代金というのは製造過程で失った、または消費後失った自然環境を回復するための対価、そうとも言えるのではないのでしょうか。この辺は、まさに新しいお金、価格の尺度が生まれていると言えます。この辺、ですから今までのお金、貨幣、こういったことに対する、これまでとは違うベクトルといいますか、エントロピーといいますか、そういう方向があるわけです。ここから、この環境保全の分野では、この中部環境から、それこそ余り大げさでなく、世界に発信し得る、例えば商工業、農業等の現在の産業ではなかなかできないことを、実はこの環境保全の分野では、世界的に名をとどろかせることがあながち不可能ではないわけです。この点について、もちろん各市や町での取り組みも大切なのですけれども、殊環境保全については、少しでも広範囲のほうが効果的でありまして、一方で県、まして国となりますと、動き出すまでなかなか大変と。その点、管理者さん、そして副管理者さんとなっている当中部環境である各市長、首長さんにこのことを一致連携して行うことをお話ししたいと思います。

こういった、いきなり何か世界的なんて言いますと、少々とつぴに聞こえるかもしれませんがけれども、例えば、けさちょうど出かける前に、NHKのニュースで、地方のスーパーがお客さんとの協力でごみ処理を行って、それによって堆肥化を始めたと、こんなニュースが、大事なポイントは、これが全国ネットで流れているということなのです。10年ほど前であるならば、そもそもこういう取り組みも少なかったでしょうが、こういう取り組みが全国ネットで流れることなどはなかったのだと思います。それがもはやそういう時代になったということです。全国、そして世界的なことと言えば、実はこのような取り組みが、インターネットの存在がありまして、多分もう1時間ほど前にNHKで流れたこのニュースが、確実にこの瞬間世界じゅうに発信されているのだと思います。一方で、国レベルにおきましては、フィンランドやスウェーデン、こういったところは小国でありながら、環境保全、環境保護の分野ではもう世界をリードしているわけです。工業資源、エネルギー資源に乏しく、財産は森林と人間の頭脳との主張が私にとっては非常に印象的です。このことは、県や国全体における、この中部環境管内の位置づけに似ているのではないのでしょうか。

さて、大きなお話をいたしました。環境保全の実際は、日々の細かな作業の積み重ねでもあります。足元のほうを見詰めますと、ご答弁でも緑地の維持管理、こういったことも挙げられました。確かにこの中部環境、周囲の環境がもう非常にすばらしくて、それほど網羅的に調べたわけではないのですけれども、他の市町村の施設と比較しても、ここは緑の多さというのが誇れる部分ではないのでしょうか。周囲の緑、植栽の整備は、ぜひとも評価させていただきたいと思います。決して楽

ではない職員の方々の周囲の植栽の手入れ、そこへの熱意には敬服いたします。まさに、環境の大切さを身をもって示すもので、環境保護の啓蒙には重要です。先ほども述べましたが、当施設を訪れた小学生の方々、その多くも、ここに来る前に、事前に予想したごみ処理場のイメージを、ここへ来て、館内とともに、この館の周辺を回ること、見ることによって、そのイメージを大きく変えて、感激と喜びを持ってくれていると伺っています。改めて、日々の努力に感謝いたしたいと思います。

今回の質問をきっかけといたしまして、改めて館内周辺をちょっと歩かせていただいたのですが、この施設内の取り組みと、施設内の緑と並びまして、併設されております東部緑地公園の存在、これも重要だなと私は思いました。結構、まさに一体の、一緒に施設とお考えの、思っている方もいらっしゃるのではないかと思うのですが、実際はこちらのほうは吉見町さんで独自に管理運営していただいているわけですが、とかく迷惑施設として、それこそ隔離されがちな施設のすぐ隣で、緑に囲まれながら多くの方々がパークゴルフにいそしむ姿が施設への親しみも生んでいるのではないのでしょうか。この点については、吉見町さんに感謝いたしたいと思います。

最後に、新しいごみ袋の調査研究、そしてまた発電施設、こういったことのお話がありました。

この点につきましては、今後の発展に期待いたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。

○大澤芳秋議長 要望でよろしいですね。

○7番 湯澤清訓議員 はい。

○大澤芳秋議長 以上で湯澤議員の質問は終了いたしました。

2番目の通告者、竹田悦子議員の質問を許可いたします。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 日本共産党の竹田悦子でございます。第2回定例会におきまして、1件、4項目質問通告を出していますので、通告順に従いまして一般質問を行います。

湯澤議員も触れましたが、今地球温暖化の進行によって、地球規模で深刻かつ重大な影響が出ています。ことし5月の台風の日本への接近は、例年にないものです。また、ミャンマーのサイクロンなど、気候変動は既に始まっていることを実証しています。地球温暖化対策としての温室効果ガスの削減は待ったなしであり、京都議定書では2008年から2011年までに日本は温室効果ガスを6%削減することを約束していますが、1990年の基準年比較で6.4%もふやしています。今ほど日本の責任が問われているときはありません。一番多く発生させているのは製造業ですが、一般廃棄物の処理による温室効果ガスの発生は、全体の3.5%ですが、発生量は基準年比較では161.6%とふえています。その増加の要因であるCO<sub>2</sub>の抑制をしていく努力が求められていると思います。主な要因は、石油を原料とするプラスチックごみの焼却にあると言われています。この中部環境の構成市町は、幸いに行政の努力とともに住民の協力のもと、ごみの分別が進み、廃プラ類は焼却していま

せん。今、国の施設建設の方針は、大型化、広域化であります。あわせて、サーマルリサイクルという名目でプラスチック類を燃やす自治体もふえている実態もあります。こうした点も踏まえ、地球温暖化対策と合致した施設整備を行うことを求めながら、次の点で質問をいたします。

件名1、管理者の見解について。(1) 灰溶融炉、ガス化溶融施設に対する見解について。

(2) 十分検証化された上での導入を行うこと。とりわけ、この間明らかになったRDF施設などについてはやめること。皆さんご承知のとおり、3月31日付の毎日新聞の報道によると、「ごみ固形燃料化RDF事業の失敗、国に検証、解決責任、自治体、補助金受け撤退困難」との大きな見出しで報道されました。全国にはこうした施設が52もあるそうです。内容はキャッチフレーズだった「夢のリサイクル技術」とかけ離れた実態が浮き彫りになったRDF化施設、その大半が財政基盤の弱い地方にあり、自治体側の負担は1年で総額約200億円に達しているにもかかわらず、補助金などをえさに建設を推進した国は、この間事業の成否について何の総括もしていない。行政判断が正しかったかどうかを検証し、既設施設をどうすべきかについて解決策を示す責任があるという内容のものです。RDFは経済、技術、管理面など、基本的データが公表されないまま推進されてきた点が問題であると専門家は指摘しています。そして、単純な焼却処理に戻るのではなく、ごみの発生抑制、減量化を施策の中心に置くべきであると指摘しています。こうした点を受けとめると、灰溶融炉、ガス化溶融施設についてもしっかり検証すること。そして、失敗と判断されたRDF施設などについては、やめることを求めます。

(3) 製造メーカーなどについて検証を行うこと。過去において私は、灰溶融炉、ガス化溶融施設について質問を行い、施設内での事故が相次いでいることを取り上げてきました。事務局でも調査研究をしていただき、全国の実態もつかんでいただいていると認識しています。事故を起こした施設を見ると、04年、静岡県沼上清掃工場の灰溶融施設は、日立製造の設計ミス、02年、青森県下北地域広域行政組合のガス化溶融施設は、三菱マテリアル、02年、愛知県東海市は、新日鉄、04年、島根県出雲市の施設は、日立製作所、02年、福岡県玄海環境センターは、三井造船、北海道江別市は、三井造船、03年、兵庫県高砂市の施設は、パブコック日立、北海道胆振産廃処理施設は、三井造船、以上述べたように、今後施設整備に向けてさまざまな角度から検討されていくと思いますが、製造メーカーなどについても検討を行うことを求めます。

(4) 国の補助基準のあり方について見直しを求めること(小規模化も含めて)。RDFの問題、灰溶融炉、ガス化溶融施設などの事故の多発など、国の基準に従い、一たん施設整備をしてしまうと問題が発生しても多大なリスクを負いながら事業を継続をせざるを得ない実態が起きています。特にRDFの問題では、当時厚生労働省は、1日の焼却量が100トン以上とすべきだと小型焼却炉を事実上認めないガイドラインを出してきたことも問題を大きくしています。現在の処理能力240トンの1.25倍になる300トンの計画は、現在の実態から見ると多大な計画になり、かつ広域化になります。移送のために費用がかかり、排気ガスの排出にもつながります。したがって、規模も含めて

国の補助基準のあり方について見直しを求めることを要望いたします。管理者の見解をお答えください。

以上で壇上での質問は終わりますが、答弁いかんでは自席より再質問を行わせていただきます。

○大澤芳秋議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 竹田議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

1点目の灰溶融炉、ガス化溶融炉施設につきましては、当組合におきましても設備に関する課題あるいは運転管理の技術に関する課題、さらにはスラグの安全性の問題などにつきまして調査研究をいたしまして、これらの問題について確認をまいりました。その結果、ガス化溶融炉施設の一部に欠陥が判明いたしましたけれども、順調に稼働している施設も明らかになってきております。灰溶融施設につきましては、平成11年度から国庫補助対象事業となりましたものの、経費面で問題がございまして、全国では平成14年度をピークに導入する団体は減少してきております。現在県内に8つの施設がございまして、維持管理に費用がかかりまして、溶融せずに最終処分場に埋め立てをするほうが経費が安くなると、そういうことから平成19年度から溶融を見合わせている施設もございまして、現在4つの施設が休止をしていると伺っております。

2点目のごみ固形燃料施設のRDFにつきましては、「夢のリサイクル技術」をキャッチフレーズに、またRDF施設が補助対象となるために、平成10年から平成15年に導入が集中いたしました。平成17年度自治体が運営するRDF施設、全国52カ所の平均処理費用は、1トン当たり5万2,000円、焼却処理費のほぼ2倍となっております。また、燃料としての評価が低いため、RDFの販売も不振であるという報道がなされております。

3点目の製造メーカーにつきましては、例えば県内でも導入例のある最新の方式と言われておりますサーモセレクト方式は、金属など大半の廃棄物を再資源化できる画期的な処理技術として注目されましたけれども、耐火材が著しく傷むなど、維持費用が想定を大きく上回ることが明らかになってきております。引き続きプラントメーカーの検証をまいりたいと考えております。

それから、4点目の国の補助基準のうち、その規模につきましては、埼玉県が推奨しております30万人、300トンの効率のよい規模も踏まえまして検討していかなければならないと考えておりますし、建設費用も考慮し、ごみ処理方式と余熱利用をあわせ、経済的に、また効率的に処理すべきものと考えております。ご案内のとおり、昨年7月に施設整備検討委員会を設置いたしまして、15名の委員さんに施設の規模、ごみ処理の方式、余熱利用などについてご協議をお願いしております。現在5回の検討委員会が開催されまして、熱心に協議検討をしていただいております。ご質問の灰溶融炉、ガス化溶融炉施設につきましても協議していただきまして、平成20年度内には提言がなされることとなっておりますので、このご提言を尊重しつつ進めてまいりたいと、このように考えて



おります。

○大澤芳秋議長 1回目の答弁が終わりました。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 ご答弁いただきまして、再質問を行います。

まず、1点目の灰溶融炉、ガス化溶融炉の施設の問題で、私が事故が起きている問題ということで以前指摘をいたしまして、問題提起をしまして、先ほど述べたとおり研究していただいた。そして、今回また灰溶融炉の問題でも、やはり実態が検証されてきているということも含めてご答弁いただきましたので、20年度のうちにはどういうものにしていくかという方向が出されてはくると思いますが、やはり私が一番RDFの問題で大きくなったというか、それはやはり環境庁も含めた厚生労働省がいろいろな資料を公表してこなかったということ先ほど述べましたとおり、いろんな角度からぜひ検討していただいて、始まったらこんなはずではなかったというように、ぜひお願いしたいと思います。そういう点では、施設検討委員会の皆さんが非常にも努力していただいているということについては感謝を申し上げながら、安全面、まず安全面、それから経済面、それと環境負荷などの点について、ぜひ検討していただくことを要望しておきます。

それから、質問ですが、埼玉県は300トンと30万という点では、今22万ですから、240トンですから、当然ふやさなければならないということもありますけれども、先ほど私が述べたとおり、逆に広域化すればするほど運搬のときにCO<sub>2</sub>の発生もあるわけですから、そういう点では、その地域の実態に合った補助をしていただくのが私は一番いいと思っているのです。そういう点で、その検討ができるのかどうか。その地域の実態に合った施設をつくっていくに当たって補助がどういふふうにされていくのか。実際に補助基準はどういうところに出されるようになっているのか、その内容についてお伺いしておきます。

○大澤芳秋議長 2回目の質問は終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

原事務局長。

○原 勇事務局長 竹田議員さんからる事故例等をご指摘いただきまして、私どもも勉強させていただきました。補助金の基準についての、私ども調査させていただきますと、まず平成16年12月に循環型社会形成推進交付金制度というのが制定されました。今までの補助金の内容を踏まえて、新たに交付金という命名になっております。しかしながら、竹田議員さん、るる補助金に対しての大きさ、そういう問題ではなくてということでございますので、まず補助金の重点3項目がございます。それについて述べさせていただきます。先ほど竹田議員さんも触れていましたけれども、対象規模を原則として1日100トン以上、これが補助対象でございます。これから3点申し上げますけれども、いろいろな施設に対する補助を設けるといようなことでございます。1点目は、小規模な施設の集約による大規模施設の整備と財源の効率的利用に資する施設に補助金が対象となりま

す。もう一点目に、単に燃やして埋める処理から、ごみ減量化、リサイクル推進、焼却時の熱エネルギーの活用等を行うリサイクル型社会の転換に資する施設、これも対象になります。3点目でございます。高度な環境保全対策、ダイオキシン対策等が講じられた信頼性、安全性の高い施設、以上の3点に対して交付金が支給されると。ただ、これにはるるまだ細かい基準はありますけれども、基準の関係につきましては以上の3点。それと、日100トン以上というのが原則となります。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 私も今後調査研究をしていきたいというふうには考えますが、そういう点から見ると、例えば燃やして、環境型社会、循環型社会に基づいた交付金というふうになりまして、重点3項目の中で、例えば燃やして埋めるということから、リサイクル型社会への方向と、それからいろいろ小規模のものを集約化するという点からいうと、例えば今構成市町それぞれ不燃物の処理については、各行政区でやっていますけれども、それを集約化するのが今回のこの施設検討委員会でもされますし、それから100トン以上ということを含めれば、あえて300トンということにこだわる必要もないと思いますし、それから高度な環境といったダイオキシン対策もこの間講じられてきていますので、私は今まで進めてきた構成市町の信頼関係を礎に、もとにしながら検討していくこともできるのではないかと。だから、新たな構成に入ってちょうだいということではなくて、ということもできるのではないかとというふうに考えますが、それはまた施設検討委員会の中でぜひご協議もいただいているというふうに考えますが、そういう点では、ぜひ今ある補助制度をよく調査研究していただいて、していただいているというふうに考えていますが、していただいて、本当に効率のいい、皆さんに喜ばれる、ぜひ施設にさせていただきたいということを要望して、終わります。

○大澤芳秋議長 以上で竹田議員の質問は終了いたしました。

---

#### 管理者提出議案の上程及び説明

○大澤芳秋議長 日程第6、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 議長の命によりまして、提出議案のご説明を申し上げます。

本定例議会に提出いたしました議案は2件であります。初めに、議案第11号は、埼玉県市町村総合事務組合に加入している一部事務組合の統合などに伴う同組合の規約変更についてであります。

次に、議案第12号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、昨年5月16日、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴う育児短時間勤務に関する一部改正であります。

以上、提出議案の概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明をいたさせますので、原案のとおり可決、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大澤芳秋議長 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時00分

---

再開 午前10時18分

○大澤芳秋議長 会議を再開いたします。

---

議案第11号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第7、議案第11号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第11号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更につきましてご説明申し上げます。

埼玉県市町村総合事務組合から地方自治法第286条第1項の規定により、組合を組織する一部事務組合の解散、名称変更、新規加入及び組合議員の選出方法に関する組合規約の変更について、7月15日までに議決書の提出依頼がございましたので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めたいとするものであります。

1枚めくっていただき、議案第11号資料、新旧対照表をお願いいたします。第6条は、組合の議員の定数及び選挙の方法を定めたものであります。第6条中、「長が互選する」を「長のうちから、次の各号に定める者をもって充てる」に改め、第1号、「第1区選挙区すべての市長をもって組織する団体が推薦する者」、第2号、「第2区選挙区すべての町村長をもって組織する団体が推薦する者」、第2項、「前項各号において推薦された者の人数が当該選挙区の組合議員の定数に満たない場合は、当該定数から推薦された者の人数を差し引いた数の組合議員を当該各号の選挙区内の市町村の長が互選する。」を加えたいとするものであります。

8条中、「3月以内に補欠選挙を行わなければならない」を「速やかに補欠議員を選出しなければ

ばならない」と改めたいとするものであります。

別表第1、第3条関係は、組合を組織する地方公共団体についての規定であります。皆野町と長・町の2町で構成しております秩北衛生下水道組合、皆野・長・水道企業団の統合に伴い、平成20年4月1日、「秩北衛生下水道組合」を「皆野・長・上下水道組合」と名称変更し、皆野・長・水道企業団は平成20年3月31日に解散したため、削除いたしたいとするものであります。

次ページをお願いいたします。別表第2、第4、第1号は、退職手当組合に関する事務であります。別表第1と同様の改正をいたしたいとするものであります。別表第1及び別表第2、第4条第1号に掲げる事務の項の規定は、平成20年4月1日から適用するものであります。

第4条第3号は、交通災害共済に関する事務であります。新たに朝霞市が加入するものであります。3号に掲げる事務の項の規定は、平成21年4月1日から施行するものであります。

なお、この案件につきましては、構成市町において6月議会に上程されると伺っております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 議案の第11号でございますが、この埼玉縣市町村総合事務組合というのは大体どういう事務組合かということなのでありますが、私が理解するところによりますと、以前各市町村で民間の保険会社と契約をして、交通傷害保険の関係がありました。そこで、数年前に鴻巣市においても民間の交通傷害保険会社が受けてくれないというふうなことで、今度はこの市町村総合事務組合でやっている保険に加入しているというふうに思っています。それで、4月の1日から新しい保険期間が始まったわけなのですが、そういうことでよろしいのかなのでございます。それで、7月15日までに決めると、こういうことであります。そうすると、したがって当組合の議会は、次回は10月になってしまいますので、今議会でやらないと、また専決ということになる。それを避けるためというふうにこれも理解しておりますが、それでよろしいか。

それから、朝霞市というのが今度新しく入ってきたわけですが、先ほど申し上げた鴻巣市の場合には、数年前からということで、民間の交通傷害保険会社とは契約しておりません。朝霞市の場合はどうであったのかということがわかれば、今度は今まで単独でどこかで受けているところがあって組合に入ってこなかった。しかし、それが民間の会社でありますので、利益が出ないものについてはそういうことはなくなってくるわけで、それで朝霞市がその類になったというふうなことであろうというふうに思いますが、そのほかにまた組合に入っていない市町村があれば、ご報告いただきたいというふうに思います。

○大澤芳秋議長 事務局長。

○原 勇事務局長 1点目の関係でございます。専決処分を避けるために5月議会ということでございます。当組合といたしましては、鴻巣市さんを参考に構成市町をるる調査しながら、専決処分

ということも多々ございました。しかしながら、今回同等の総合事務組合の改正は、ねばならない事業と受けとめましたので、先ほど岡田議員さんが申し上げられた専決処分ではなく、今回の5月議会に上程させていただいて、7月15日までに議決書を報告ということとさせていただきますと存じます。

それから、朝霞市の加入の理由でございます。先ほど岡田議員さんから、今現在交通災害共済関係の事務に埼玉県内40市でございます。加入市が20市でございます。20市が加入してございません。それは、当組合の構成市町の鴻巣市さん、北本市さんは、交通災害、先ほど岡田議員さんも、単独でやっていたけれども、入ったという経緯をお伺いしました。未加入が19市でございますが、朝霞市さんも単独でやっておりました。19年度まで交通災害の関係を市民交通傷害保険として民間会社と契約しておったのですが、民間会社から契約を断られました。その詳しいことは存じ上げていないのですが、市民に対する平成20年度の交通災害に関する保険は、現在朝霞市さんはございません。事務的な処理が間に合わないために、今回朝霞市さんは平成21年4月1日から加入をいたしたいというふうに伺っております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 わかりました。まだ20市も入っていないところがあるということとございますが、そうすると、余談になるかというふうに思いますが、吉見町さんがどうなのかということになると、この中部環境保全組合は、この組合に加入しているのかどうか。吉見町からの職員がこっちへ引っ越ししていく場合がありますので、そのような関係については。

○大澤芳秋議長 事務局長。

○原 勇事務局長 お答えいたします。

町村は、現在埼玉県内に29町1村、その1村は、ご案内のとおり東秩父村でございます。この29町1村のすべての町村は、交通災害に関する事務に加入しております。吉見町は、よって昔は埼玉交通災害共済ということで単独の組織を持っていたのですが、組合を。先ほど申し上げなくて申しわけなかったのですが、平成18年10月1日に退職手当組合、消防災害補償組合、交通災害共済組合が統合いたし、埼玉縣市町村総合事務組合と命名をいたしまして、当組合でもその規約の変更の議決をいただいた経緯がございます。よって、ご質問の町村は、すべて交通災害事務共済には加入しておるとのことでございます。

以上でございます。

〔「一組は」と言う人あり〕

○原 勇事務局長 一組は入っておりません。やはり交通災害関係は、行政の業務と認識しておりますので、ほかの組合さんもすべて単独で、交通災害に入っているその行政のところで加入すると伺っております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第12号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第8、議案第12号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 本条例の一部改正は、育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより、子の養育を支援するものであります。育児短時間勤務に係る改正につきましては、当組合の育児休業に関する条例を2月議会において、鴻巣市さんを参考に一部改正させていただいた経緯がございます。鴻巣市さんが3月に改正いたしましたので、同様の改正をいたしたいとするものであります。

それでは、議案第12号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

主な改正は、第9条に第2号を追加し、同条を第19条とし、以下順次条項を繰り下げ、育児短時間勤務に関する条項を9条から18条まで追加するものであります。

3枚めくっていただき、新旧対照表の1ページをお願いいたします。第1条は、この条例の趣旨

であり、改正点は、育児短時間勤務の規定が追加されたことに伴い、引用条文の追加であります。追加されました条項は、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条、第18条第3項であります。

次に、第9条は、育児短時間勤務をすることができない職員の規定であります。2ページをお願いいたします。第10条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合、育児短時間勤務をすることができる特別の事情の規定であります。

3ページをお願いいたします。第11条は、育児休業法第10条第1項第5号の条例で定めた勤務の形態を規定したものであります。

4ページをお願いいたします。第12条は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続の規定であります。

5ページをお願いいたします。第13条は、育児短時間勤務の承認の取消事由の規定であります。

第14条は、育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情を規定したものであります。

第15条は、育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知の規定であります。

第16条は、育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例の規定であります。

2枚めくっていただき、8ページをお願いいたします。第17条は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新の規定であります。

第18条は、短時間勤務職員についての給与条例の特例の規定であります。

以上、新たに9条から18条が加わったものであります。

9ページをお願いいたします。改正前の第9条の第2号、第3号を繰り下げ、第2号を加え、19条に改めたいとするものであります。

10ページをお願いいたします。改正前の第10条が繰り下がり、第20条となり、第2項、「埼玉中部環境保全組合の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和52年組合条例第10号）第2条の規定により準用する鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年鴻巣市条例第6号）」を「勤務時間条例」と改めたいとするものであります。

改正前の第11条が繰り下がり、第21条となりますが、内容に変更はございません。

改正前の第12条が繰り下がり、第22条となり、引用条文の「第5条」を「第13条」に改めたいとするものであります。

なお、育児休業に関する条例の一部改正につきましては、既に構成市町において改正がなされております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 1点お伺いをしたいと思います。

この条例は、もう既に私どもでは可決しているところでございますが、こういった育児に関する

職員の条件は、だんだん、だんだんよくなってきているのではないかなと。それによって少子化に歯どめがかかれば一番いいことなのですけれども、これだけの問題ではない。中部環境の職員を見回したところ、余りこの条例には関係している人はいないのかなというふうに思っております。限定はいたしません。それで、この条例の施行日が平成20年の4月の1日からということになっておりますが、既にもう施行日に入ってしまったっておりますので、その関係だけお聞きをいたしたいと思います。

○大澤芳秋議長 事務局長。

○原 勇事務局長 施行期日の関係でございますが、先ほどもご説明させていただきました。私ども2月議会ということで、鴻巣市さんがなぜ12月議会と3月議会に分けたかといいますと、育児休業で復帰した後の部分の給与の見直し規定を2月にさせていただきます。鴻巣市さんは、育児休業をとっている方がいて、遡及措置をとるのは職員に対してまずいということで、部分的に私どもと同じ改正を、私ども参考にさせていただきますので、鴻巣市さんと同じなのですが、やはり鴻巣市さんの誠意が職員に対する、3月に1本でやればよかったのですけれども、吉見町さんは3月に1本で改正されました。北本市さんも既に改正されて1本でやっております。しかしながら、鴻巣市さんは、そういう該当者がいるのに延ばしてはいけないということで、執行部の考えの誠意を持って部分改正させていただいたということでございます。よって、私どもも本来であれば、4月1日から施行するように専決を考えておったのですが、やはり議会を重視して遡及措置をとらせていただきますが、議会にかけて議案の議決をお願いいたしたく、今回の議会に上程いたしましたものでございます。まことに申しわけございませんが、4月1日にさかのぼるといような附則で対応させていただきます。専決処分よりも遡及措置をとった議会に上程するのが本来の筋であるというふうに事務局も認識しましたので、正副管理者にそれをお計らいして、今回の上程になったところでございます。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕



○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### 管理者あいさつ

○大澤芳秋議長 以上で本定例会に提案されました議事はすべて終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

管理者。

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重ご審議の上、原案のとおり可決、ご決定をいただき、まことにありがとうございました。

当センターは、昭和59年4月供用開始以来、本年で25年目を迎えておりますが、関係各位の温かいご指導、ご協力によりまして、順調に運転を続けており、心から感謝を申し上げます。

諸報告でも申し上げましたが、第2期大間最終処分場の早期廃止に向けて、フロートバイオシステム工法を本格的に導入いたしましたので、議員の皆様に見守っていただきますようお願いを申し上げます。ごみ処理業務は、住民の清潔で快適な生活環境を維持していく上で、一日も休むことのできない状況でございます。今後の施設整備について、現在5回の施設整備検討委員会が開催され、熱心にご協議をいただいていると伺っておりますので、皆様方のさらなるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、議員皆様方の今後のご健勝、ご活躍を祈念させていただきます。閉会に当たってお礼のあいさつといたします。ありがとうございました。

○大澤芳秋議長 ありがとうございました。

---

#### 閉会の宣告

○大澤芳秋議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成20年第2回(5月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前10時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年5月22日

議 長 大 澤 芳 秋

署 名 議 員 三 宮 幸 雄

署 名 議 員 小 柳 幸 一 郎

署 名 議 員 内 野 正 美